HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1 趣旨説明
Author(s)	笹田, 栄司
Description	憲法裁判における調査官の役割 (The Functions of Law Clerks in the Constitutional Litigation)
Citation	北大法学論集, 66(2), 154[225]-154[225]
Issue Date	2015-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59605
Type	other
File Information	lawreview_vol66no2_08.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　　料

憲法裁判における調査官の役割

趣旨説明

笹田　栄司

本資料は、2014年８月23日に北海道大学で開催された第８回違憲審査制研究会「憲法裁判における調査官の役割」を再現するものである。本研究会は、「違憲審査活性化についての実証的・比較法的研究」と題した科学研究費・基盤研究（B）（代表者＝笹田栄司）において、違憲審査制のあり方及びその活性化を検討するため開催された研究会のなかで総括的意義を持つ。本研究会はまた、北海道大学公法研究会との共催で開かれている。本研究会では、憲法裁判における調査官に焦点を当て、ドイツ（笹田栄司）、フランス（山元一）、アメリカ（中林暁生）、カナダ（佐々木雅寿）、韓国（國分典子）、そして日本（宍戸常寿）について、海外でのヒアリングを踏まえ、報告が行われた。その結果、調査官が憲法裁判において果たす役割、及び問題点が明らかにされた。また、各報告に引き続いて行われた質疑応答では活発な意見交換がなされたが、ここでは割愛せざるをえなかった。さらに、本資料では、最高裁判事と調査官の関係について、2013年３月７日に藤田宙靖元最高裁判事に対し本研究会メンバーが行ったインタビューも掲載している。このインタビューは本研究会の趣旨を理解するうえで重要である。

（本研究は、JSPS 科研費23330007の助成を受けている。）